

国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（若手研究者支援） 2026年度公募に関するFAQ

質問番号	分類	質問	回答
1121	1.1.2 次世代 AI 人材育成プログラム（若手研究者支援）におけるクロスアポイントメントについて	クロスアポイントメントと兼業の違いは何ですか。	クロスアポイントメントは、労働者が2つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関において求められる役割に応じて従事率に基づき就労することを可能にする制度です。一方、兼業は一般的に所属機関等から許可等を受け、かつ本務に支障がない業務内容・業務時間の範囲で兼業先の業務に従事することです。 【参考】クロスアポイントメント制度について（経済産業省ウェブサイト） https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/cross_appointment.html
1122	1.1.2 次世代 AI 人材育成プログラム（若手研究者支援）におけるクロスアポイントメントについて	クロスアポイントメント協定の締結にあたって、BOOST事業独自の協定書ひな形はありますか。	本プログラム独自のひな形はありませんので以下のウェブページの掲載情報などをご参照ください。 【参考】クロスアポイントメント制度について（経済産業省ウェブサイト） https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/cross_appointment.html
1123	1.1.2 次世代 AI 人材育成プログラム（若手研究者支援）におけるクロスアポイントメントについて	募集HPに掲載されている、「給与制度等の体制整備が整っている機関」のリストにない機関との間でクロスアポイントメントし、本プログラムを実施することは可能ですか。	可能です。 なお、本プログラムの研究実施場所となる研究機関は、クロスアポイントメントにより研究者を受け入れる体制整備が必要です。処遇向上の観点から、十分な給与水準を設定できるよう調整してください。（募集要項「3.8 研究機関の責務等」参照）
1124	1.1.2 次世代 AI 人材育成プログラム（若手研究者支援）におけるクロスアポイントメントについて	「本プログラムにおけるクロスアポイントメント先機関となることを想定した体制を整済済み（または整備予定）の機関」のウェブページへの掲載にあたり、必要となる事項等を教えてください。	クロスアポイントメント先機関の体制整備に関して、以下の3点をご確認ください。 ・クロスアポイントメントを受け入れるための規定等が整備されている（または整備予定である） ・次世代AI分野（AI分野及びAI分野における新興・融合領域）の研究を実施できる研究環境が整備されている（または整備予定である） ・クロスアポイントメントにあたり合算した給与額が元の給与額を越えるよう、クロスアポイントメント元機関の給与体系にかかわらず高い給与額の設定が可能である（または可能とする予定である） また、研究実施場所については、募集要項「3.8機関の責務等」に記載の責務を果たせること、JSTとの間で委託研究契約を締結できることが必要です。 掲載申請をいただく場合は、上記含んだ確認事項へのご回答及び掲載情報につきまして、別途登録フォームをお送りいたしますので、以下の問い合わせ先メールアドレスまでご連絡ください。 boost-yr-inquiry@jst.go.jp
1125	1.1.2 次世代 AI 人材育成プログラム（若手研究者支援）におけるクロスアポイントメントについて	処遇向上の基準となる「年収」には、兼務先からの収入なども含めるべきでしょうか。	本プログラムにおける「年収」は、研究代表者が委託先研究機関から受領する報酬とクロスアポイントメント相手方機関から受領する報酬の合計額（総支給額）の年額をさします。 事務処理説明書(補完版)6ページもご参照ください。 https://www.jst.go.jp/contract/download/2026/2026_boostwakate_hokan.pdf
1126	1.1.2 次世代 AI 人材育成プログラム（若手研究者支援）におけるクロスアポイントメントについて	クロスアポイントメントにより好待遇となったかどうかについて、どのように確認されるのでしょうか。	委託研究契約の締結前に、研究者本人および所属機関への確認、調査を行います。 （募集要項「3.7 採択された研究者の責務等」k、「3.8 研究機関の責務等」m参照）
1141	1.1.4 次世代 AI 人材育成プログラム（若手研究者支援）の応募から研究開始までの流れ	クロスアポイントメント先との調整はどのようにすればよいですか。特に、面接選考までにどのような調整が必要ですか。	研究者ご自身において、希望するクロスアポイントメント先をご検討いただき、直接当該機関にお問い合わせください。 面接選考の時点では、クロスアポイントメント契約の調整が完了している必要はありませんが、調整には時間を要することが想定されますので、スムーズな研究開始のため、面接選考までに調整を開始いただくことを推奨します。また、提案内容の評価にあたり、選考の過程で調整状況を確認します。 本プログラムにおけるクロスアポイントメント先機関となることを想定した給与制度等の体制整備が整っている機関で、本プログラム研究提案募集ウェブページへの掲載申請のあった機関を、順次、以下の研究提案募集ウェブページ上で公開します。本プログラムに応募しようとする意欲ある研究者で、研究実施場所となるクロスアポイントメント先機関が未定の方はご参照ください。 https://www.jst.go.jp/program/boost/yr/call/cross_appointment.html
1142	1.1.4 次世代 AI 人材育成プログラム（若手研究者支援）の応募から研究開始までの流れ	採択決定の連絡について、研究機関への連絡は来ないのでしょうか。	選考の結果採択となった場合、研究提案者へその旨を電子メールで通知するとともに、研究開始の手続きについてご案内します。研究機関には研究提案者からご連絡いただけます。 （募集要項「2.8.2 面接選考の実施及び選考結果の通知」参照）
1143	1.1.4 次世代 AI 人材育成プログラム（若手研究者支援）の応募から研究開始までの流れ	クロスアポイントメント元(現所属機関)との調整はどのようにすればよいですか。	クロスアポイントメント先機関、クロスアポイントメント元機関との調整は研究者ご自身で行っていただくものとなります。クロスアポイントメント制度を設けていない機関もあるなど、機関によって体制整備状況が異なるため、BOOSTの応募要件を満たしたクロスアポイントメントが可能かどうかについては、ご所属機関にご確認ください。 なお、採択後、機関間のクロスアポイントメント協定の調整に時間を要する場合は、最長1年間、採択者の資格を持ったまま研究開始を猶予することが可能ですが、猶予期間の最終日までに研究を開始できなかった場合、採択者の資格を失うこととなりますので、ご注意ください。
2101	2.1 公募の対象となる研究分野の概要	AI研究以外は提案できないのですか。	本プログラムは、AI研究及びAI分野における新興・融合領域研究を募集の対象としています。理工系や人文社会系を含むあらゆる学問分野に最先端のAI技術を取り込み、格段に研究を進展させる提案も対象になります。なお、本提案募集の対象となる研究領域（「2.1 公募の対象となる研究分野の概要」参照）の趣旨に合致していることは選考の観点となっており、個別の研究テーマが本プログラムの対象分野に合致するかどうかについては回答致しかねますので、ご了承ください。
2102	2.1 公募の対象となる研究分野の概要	「公募の対象となる研究提案」に人文・社会科学に関する課題は含まれるのでしょうか。	AI研究及びAI分野における新興・融合領域研究に該当する提案であれば、対象になります。
2401	2.4 研究費（上限額）	上限一杯まで研究費を積み上げる必要はありますか。	本事業の研究費（総額5,000万円）はあくまでも上限値であり、これに満たない額で申請頂いても問題ありません。 提案する研究費は、必要不可欠なものに厳選して頂きますようお願いいたします。 なお、不必要なものを過度に計上している場合は、審査・選考に影響を与える可能性があります。
2611	2.6.1 応募者の要件	研究終了まで日本国内の研究機関において研究を実施することが可能であると見込んでいたが、実施途中で海外の研究機関に移籍することになり、日本国内の研究機関においての研究実施が困難となった場合は研究中止となりますか。	募集要項「2.6.1 応募者の要件」冒頭に記載のとおり、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、応募要件が維持される必要があります。研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体又は一部を中止（早期終了）します。
2612	2.6.1 応募者の要件	2.6.1 応募者の要件 f.の、博士号取得後10年未満の間に出産・育児と介護等の両方により研究に専念できない期間があった場合の応募要件は、2026年4月1日時点で博士号取得後17年未満の期間となるのでしょうか。	そのような方も応募要件は、2026年4月1日時点で博士号取得後15年未満とします。
2613	2.6.1 応募者の要件	非常勤の職員（客員研究員等）でも応募は可能でしょうか。	応募要件を満足しており、また研究期間中、自らがクロスアポイントメントを行い、クロスアポイントメント先機関において研究実施体制をとることができ、かつ、研究実施場所となる機関とJSTが委託研究契約を締結することができるのであれば、応募可能です。また、募集要項「3.7 採択された研究者の責務等」等も必ずご確認ください。
2614	2.6.1 応募者の要件	クロスアポイントメント元の機関について、日本国外の機関でも応募は可能でしょうか。	可能です。クロスアポイントメント制度を活用して日本国内の研究機関に在籍の上研究を実施できる場合、クロスアポイントメント元機関について制限はありません。
2615	2.6.1 応募者の要件	現在任期付きのポストについており、任期が5年未満の場合でも応募することは可能でしょうか。その場合、研究期間はどのようになるでしょうか。	原則5年間の研究期間を全うしていただくことを前提に、応募いただくことは可能です。現在の任期が5年未満の場合も研究期間は5年間となりますが、研究継続できるよう、ポストの獲得に努めていただく必要があります。
2616	2.6.1 応募者の要件	2.6.1 応募者の要件 f. ②について、育児休業を取得していない場合でも応募資格が認められるのでしょうか。	募集要項P.19の以下の要件は、出産・育児等休業の取得状況に関わらず、研究に専念できない期間があった場合には適用となります。 ----- ②博士号取得後10年未満の間に、出産・育児により研究に専念できない期間があった者については、2026年4月1日時点で博士号取得後15年未満であること。 -----
2617	2.6.1 応募者の要件	応募時点でクロスアポイントメントをすでに実施していても、応募可能でしょうか。	応募は可能です。ただし、クロスアポイントメントをしたことによる年収の合計が、研究開始前の年収を超える金額となる必要があります。
2618	2.6.1 応募者の要件	クロスアポイントメントする両機関の間のエフォート配分について、制限はありますか。	エフォート配分について、制度上の上限や下限はありません。提案内容を実施できる十分なエフォートを確保してください。
2619	2.6.1 応募者の要件	同一機関内の他部署とのクロスアポイントメントは、応募要件を満たすのでしょうか。	雇用先がいずれも同一機関である場合、本プログラムの応募要件を満たしません。

質問番号	分類	質問	回答
2621	2.6.2 研究体制の要件	本プログラムの研究について、リモートでの研究実施は可能でしょうか。	提案内容を実施できる適切な研究実施体制であることを前提に、制度としてリモートでの研究実施は制限しません。リモートでの勤務が可能であるかはクロスアポイントメント先(研究実施場所) 機関の規定等にも拠ると考えられるため、ご確認ください。
2622	2.6.2 研究体制の要件	他の研究グループと共同で研究提案できるのでしょうか。	研究費を他のグループに配分することはできませんので、個人もしくは単独グループで研究提案をしてください。
2623	2.6.2 研究体制の要件	他の研究者へ研究費を配分しない共同研究を行うことも妨げられるのでしょうか。	提案の研究を遂行する上で必要な研究の一部を、他の研究グループが分担して実施することは問題ありません。ただし、研究費を配分することはできません。また研究計画等で分担の内容を確認させていただく場合があります。
2802	2.8 選考方法	アドバイザーが確定前の場合、提案書の利益相反対象についての記載はどのようにすべきでしょうか。	提案書には、応募時点で該当のページ(※)に記載のあるプログラムオフィサー及びアドバイザーとの利害関係についてご記載ください。アドバイザーが後日発表で追加となった場合には、提案書の内容を踏まえたくて、募集要項「2.8.3 利益相反マネジメントの実施」に基づき、JSTにて調整の上、利害関係者は選考に加わりません。 ※募集ウェブサイトの評価者掲載ページ https://www.jst.go.jp/program/boost/yr/outline/index.html
3201	3.2 委託研究契約	採択された場合に委託研究契約を締結するのは、クロスアポイントメント先機関とクロスアポイントメント元機関のどちらの機関でしょうか。	JSTは、原則、研究実施場所となるクロスアポイントメント先機関と委託研究契約を締結し、クロスアポイントメント先機関で研究を実施いただきます。募集要項「2.6.1 応募者の要件」cなどもご確認ください。
3202	3.2 委託研究契約	研究実施期間中にクロスアポイントメント先(研究実施場所)を変更して研究継続することは可能でしょうか。同様にクロスアポイントメント元機関を変更することは可能でしょうか。	本プログラムの趣旨に沿った給与水準の維持ができ、かつ、当該研究が支障なく継続できることを条件に、研究代表者が所属機関(クロスアポイントメント先機関またはクロスアポイントメント元機関)を変更して研究継続することは可能です。なお、応募要件については、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体又は一部を中止(早期終了)します。(募集要項「2.6.1 応募者の要件」参照)
3203	3.2 委託研究契約	クロスアポイントメント先機関とクロスアポイントメント元機関の双方において研究を実施し知的財産が創出された場合、当該知的財産権の帰属先はどちらの機関になりますか。	特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第17条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を遵守すること等を条件として、原則としてクロスアポイントメント先機関に帰属します(FAQ#3201も参照)。クロスアポイントメント先機関およびクロスアポイントメント元機関の間での知的財産権の取り扱いについては、クロスアポイントメント協定等によって知的財産権の帰属先を適切に取り決めてください。なお、クロスアポイントメント先機関が第三者(クロスアポイントメント元機関も含む)に本プログラムによる研究成果に係る知的財産権の移転又は当該知的財産権について専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾をするときは、あらかじめJSTの承認を受けることが必要となりますのでご注意ください。また、当該知的財産権について第三者への移転を行う場合、産業技術力強化法第17条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を遵守することを当該第三者に約させることが必要です。
3311	3.3.1 研究費(直接経費)	クロスアポイントメント人件費は必ず計上しなければなりませんか。	原則、クロスアポイントメントをしたことによる年収の合計が、研究開始前の年収を超える金額となることを目安に必要額を計上してください。ただし、研究機関において、本プログラムの研究費以外の財源から上記の目安程度の給与を支払うことができる場合は、本プログラムの直接経費で計上しなくても問題ありません。なお、研究実施場所が大学等に該当しない場合、クロスアポイントメント人件費は計上できません。
3312	3.3.1 研究費(直接経費)	研究代表者自身の人件費への支出に関する制約や執行について詳しく教えてください。	「クロスアポイントメント人件費」の計上について、一律での上限はありません。必要な金額を設定してください。ただし、クロスアポイントメント先で本プログラムの研究実施以外の業務がある場合、クロスアポイントメント先機関における全仕事時間100%に対する本プログラムの研究実施に必要な時間の配分割合をクロスアポイントメント人件費に乘じた額が、支出できる上限となります。また、本プログラムが競争的研究費に該当することに鑑み、クロスアポイントメント人件費以外の研究費についても、提案する研究を推進できる適切な金額を計上してください。※本プログラムは「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」(令和2年10月9日関係府省申し合わせ)及び、それに基づくJST方針「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」の適用除外となります。(募集要項「3.3.1 研究費(直接経費)」参照。)
3313	3.3.1 研究費(直接経費)	研究以外の業務の代行経費(パイアウト経費)は支出できますか。	本プログラムは「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(パイアウト制度の導入)について」(令和2年10月9日関係府省申し合わせ)の対象になりません。クロスアポイントメント協定上での調整により本プログラムの研究に必要なエフォートの確保を行ってください。(募集要項「3.3.1 研究費(直接経費)」参照。)
3314	3.3.1 研究費(直接経費)	プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。	研究を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。
3315	3.3.1 研究費(直接経費)	民間企業をクロスアポイントメント先機関とする場合に、クロスアポイントメント人件費を計上できますか。	クロスアポイントメント人件費の直接経費への計上は、クロスアポイントメント先機関が「大学等」の場合に限ります。(募集要項「1.1.1 次世代 AI 人材育成プログラム(若手研究者支援)の概要」、「3.3.1 研究費(直接経費)」等参照。)
3316	3.3.1 研究費(直接経費)	人件費としてどの位の金額を充てるかは、研究者が自由に研究提案書に記載できるのでしょうか。	研究者が希望する人件費を提案することは可能です。ただし、採択者のクロスアポイントメント先機関での処遇については、クロスアポイントメント先機関の責任と権限の下、採択者の実績や能力を踏まえた評価に基づき定めていただくべきものであり、現在の年収を超えた金額であれば、クロスアポイントメント先機関と採択者の間の合意に基づき、最終的にクロスアポイントメント契約により決定されます。したがって、申請時の金額が確約されるものではありませんが、クロスアポイントメント受入先の機関においては、本事業の趣旨を踏まえ、処遇向上の観点から十分な給与水準を設定できるように調整ください。
3317	3.3.1 研究費(直接経費)	クロスアポイントメント協定の調整の結果、応募時点で想定していた研究費計画の一部が変わることは問題ないでしょうか。	応募時点から研究計画(研究費計画を含む)を変更することについては、最終的な研究計画をPOが確認、承認した上で、JSTが認めた場合は可能です。
3321	3.3.2 間接経費	間接経費は、どのような使途に支出するのですか。	間接経費は、本事業に採択された研究課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。
3322	3.3.2 間接経費	間接経費は、研究契約を締結する全ての研究機関に支払われるのですか。	委託研究契約を締結する全ての研究機関に対して、間接経費として、原則、研究費(直接経費)の30%に当たる額を上限として別途お支払いします。委託研究契約を締結しない機関には、間接経費は支払われません。
3601	3.6 研究開始の猶予制度、及び研究の中断と延長制度	採択の連絡後、応募時点で想定していたクロスアポイントメント先機関と調整がつかない場合に、別のクロスアポイントメント先機関に変更することは可能ですか。	可能です。ただし、クロスアポイントメント等の研究開始のための条件(クロスアポイントメント協定の締結、それによる適切な給与増の実現、その他採択時に提示した条件)が整うことが必要です。また、採択時に満たしていた応募要件(「2.6 応募要件」参照)が引き続き満たされていることも条件となります。これら諸条件が満たされているか、委託研究契約の締結前に改めて確認します。
3602	3.6 研究開始の猶予制度、及び研究の中断と延長制度	研究開始の猶予制度を利用して研究開始時期を遅らせた場合、研究終了日もそれに伴って後ろ倒しとなりますか。	研究開始の猶予制度を活用した場合も、研究期間は原則として研究開始から5年間(60か月)となります(「2.3 研究期間」参照)。
4101	4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。	研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JSTは教材の内容を指定いたしません。各研究機関において下記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修(研究機関が同等と判断する場合は、JSTが提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)であれば構いません。 ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」 ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」 ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」 ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」 ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」 (参考)2015年4月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置などにより体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものは別の内容となります。ご不明な点がございましたら、JST研究公正課に問い合わせてください。 国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課 E-mail: rcr-kousyu@jst.go.jp
4102	4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。	提出の必要はありません。
4103	4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合に、JSTを通じてeAPRINダイジェスト版を受講した際、受講確認書番号を申告する必要はありますか。	本プログラムへの応募においては、受講確認書番号を申告する必要はありません。e-Rad 個別項目における受講状況の入力欄で「eAPRINダイジェスト版を履修済」を選択ください。

質問番号	分類	質問	回答
4104	4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	機関の教育プログラムを履修していないため、eAPRIN e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。	eAPRIN e-ラーニングプログラムダイジェスト版を英語に翻訳したものが用意されていますので、以下のウェブサイトから受講をお願いします。 https://edu2.aprin.or.jp/ard/
4105	4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。	研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認めませんのでご注意ください。
5201	5.2 e-Rad を利用した応募方法	現在、海外研究機関に所属しており研究者番号を持っていません。どうしたらよいでしょうか。	研究者登録申請書、本人確認用証明書のコピー等を直接e-Radのシステム運用担当に郵送し、ご本人による研究者の登録申請を行ってください。詳しくはe-Radポータルサイトを確認ください。 https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html
5401	5.4 e-Rad 登録における本プログラム特有の注意事項	申請する研究提案は科学技術と人文・社会系の融合分野の研究ですが、e-Radの研究分野はどのように登録すればいいでしょうか。	研究分野（主）に「人文・社会」または「その他」に属する分野コードを登録した場合は、「研究分野（副）」では必ず「人文・社会」「その他」以外の分野を選択してください。「研究分野（副）」を登録していない場合は、提案を受け付けません。また研究分野（主）・（副）の両方に「人文・社会」分野または「その他」分野に属する分野コードを登録した場合も、提案を受け付けません。
5402	5.4 e-Rad 登録における本プログラム特有の注意事項	研究分野（主）と研究分野（副）の両方を必ず登録すること、との記載がありますが、その理由は何でしょうか。また研究分野（主）と研究分野（副）が同じでも構いません、との記載がありますが、なぜ同じでも登録しないといけないのでしょうか。	本事業ではAI研究及びAI分野における新興・融合領域研究を対象としており、分野を跨がる挑戦的・独創的な研究提案を的確に評価するため、研究分野（主）と（副）の両方の情報を用いて、評価者の選定をさせていただきます。また、研究分野（主）と（副）が同じ場合でも登録する理由は、入力漏れでないことの確認、また当方のプロセス上必要であること、等によるものです。ご協力をお願いいたします。
9901	提案書類	応募の際、所属機関の承諾書が必要ですか。	所属機関の承諾書は不要です。 ただし、研究機関に求められる責務（「3.8 研究機関の責務等」）が果たせない研究機関における研究実施は認められません。 また、クロスアポイントメント先となる研究機関については未定でも応募可能ですが、当該機関との調整状況等について、面接選考の際に確認します。
9902	提案書類	研究提案書中の文字や図表はカラーでも大丈夫ですか。評価者は、カラーの状態で見ますか。	評価者は、カラーの状態で見ます。ただし、PDFの状態から印刷出力を行うこともあり、低解像度でも見やすい図表を使う等の配慮をお願いします。 なお、ファイルサイズは3MBまでとさせていただきます。